

公益社団法人 栃木県柔道整復師会執行部規則

(執行部の設置)

第1条 定款第3条の目的達成上、会の業務執行を能率的かつ円滑に処理するために次の各部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 保険部
- (4) 学術部
- (5) 事業部
- (6) 広報部
- (7) 介護保険部

(部長)

第2条 前条の各部に部長を置く。

- 2 各部の部長は理事会で協議のうえ選任する。

(業務)

第3条 各部は次の業務を行う。

- 1 総務部
 - (1) 文書の收受発送及び保存に関する事項
 - (2) 会議に関する事項
 - (3) 各部主管事務の連絡に関する事項
 - (4) 日整及び関東ブロック等との連絡に関する事項
 - (5) 各支部との連絡に関する事項
 - (6) 事務局の人事に関する事項
 - (7) 事務局の管理に関する事項
 - (8) 企画調整に関する事項
 - (9) 調査統計に関する事項
 - (10) 会員の登録に関する事項
 - (11) 施術所の設備指導に関する事項
 - (12) 衛生材料、医療器械等の購入頒布に関する事項
 - (13) その他、他部の主管に属さない事項
- 2 経理部
 - (1) 会費、負担金の徴収に関する事項
 - (2) 経費及び諸収入ならびに会計経理に関する事項
 - (3) 予算決算に関する事項
 - (4) 財産及び物品に関する事項

3 保険部

- (1) 健康保険等に関する事項
- (2) 労災保険、公務員災害補償等に関する事項
- (3) 保険審査、保険指導に関する事項
- (4) その他、医療保険業務に関する一切の事項

4 学術部

- (1) 学会及び研修会等の開催に関する事項
- (2) 会員の研究発表に関する事項
- (3) 実技指導に関する事項
- (4) 補修教育に関する事項
- (5) 付設診療所の運営に関する事項
- (6) その他、柔道整復術の振興普及に関する事項

5 事業部

- (1) 会館の整備及び保全に関する事項
- (2) 柔道大会の開催に関する事項
- (3) 会員の相互扶助及び福利厚生事業に関する事項
- (4) その他、諸大会の設営に関する事項

6 広報部

- (1) 会報発行に関する事項
- (2) 宣伝広告等、業界アピールに関する事項
- (3) 会員の文化的水準の向上に関する事項
- (4) その他、広報に関する一切の事項

7 介護保険部

- (1) 介護保険等に関する事項
- (2) 介護予防機能訓練指導員講習に関する事項
- (3) 地域包括ケアシステムに関する事項
- (4) その他介護保険に関連する事業に関する事項

(事務局)

第4条 本会に事務局を置き、各部及び各機関から委ねられた事項及び本会の事務を、会長の指示により適正かつ円滑に処理するものとする。

- 2 事務局に事務長を置くことが出来る。事務長は事務局員の指導監督にあたる。

附則

- 1 この規則に規定のない必要な事項は、そのつど理事会にはかり、決議し処理するものとする。
- 2 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規則の一部改正は、平成29年5月21日から施行する。